

## あきる野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用定員の設定について

あきる野市の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用定員について、下記のとおり変更したいので、子ども・子育て支援法第31条第2項及び第43条第3項の規定により、意見を求めます。

## 記

## 1 変更予定日

平成30年4月1日

## 2 変更内容

## (1) 特定教育・保育施設の利用定員の変更

	現定員数	新定員数	増減数
1号定員	72人	372人	300人増
2号定員	1067人	1132人	65人増
3号定員	725人	727人	2人増

## (2) 特定地域型保育事業の利用定員の変更

	現定員数	新定員数	増減数
1号定員			
2号定員			
3号定員	46人	64人	18人増

## 3 変更理由

- (1) 多摩川幼稚園の認定こども園への移行に伴うもの(360人増)
- (2) よつぎ第一保育園(分園含む)の定員変更によるもの(15人増)
- (3) よつぎ第二保育園の定員変更によるもの(10人増)
- (4) よつぎ第一保育園分園を廃止し、小規模保育事業へ移行することによるもの  
(特定教育・保育施設から特定地域型保育事業へ18人移行)